

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付事業

新婚夫婦の皆さん！ これから結婚を考えている皆さん！

東かがわ市で新婚生活をスタートしませんか！



1. 助成対象となる世帯

世帯全員が本市の住民基本台帳に記録されており、婚姻届を提出した日（又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等を交付された日）の翌日から起算して1年以内の世帯であり、下記のいずれにも該当する新婚等世帯。

- (1) 婚姻届出日（又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等を交付された日）現在において、夫婦又はパートナーのいずれかが満40歳以下であること。
- (2) 市内の民間賃貸住宅に居住し、夫婦又はパートナーがともに当該民間賃貸住宅の所在地により住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 家賃が月額3万円以上であること。
- (4) 公的制度（生活保護、移住家賃補助金等）による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 世帯全員が市税等を滞納していないこと。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 過去に当該要綱の規定による助成金の交付を受けたことがないこと。

2. 助成対象住宅

夫婦又はパートナーのいずれかが建物所有者等との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する市内の民間賃貸住宅（公的賃貸住宅、社宅等事業主から貸与を受けた住宅、夫婦の3親等内の親族が所有し、又は賃貸借契約している住宅等は除く。）

3. 助成金額と対象期間

〔助成金額〕 1世帯当たり月額1万円以内

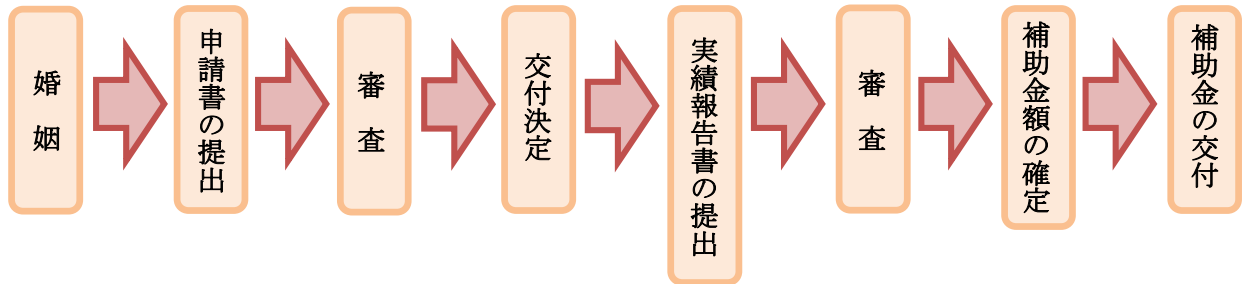
※家賃－住宅手当（千円未満捨て）が1万円に満たない場合は、その家賃負担額を助成します。

〔助成対象期間〕 交付申請月の翌月から起算して24月以内

4. 必要書類

- (1) 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等（初年度の交付申請時のみ）
- (2) 世帯全員の住民票（続柄及び世帯主を表示し、発行日から1カ月以内に限る）
- (3) 賃貸借契約書の写し（契約者、家賃及び家賃支払時期が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

5. 申請手続き



6. 問い合わせ先

東かがわ市 事業部 都市整備課

TEL : 0879-26-1304 FAX : 0879-26-1344